

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

改正案	現行
<p>(職員の派遣) 第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。 ― <u>一般財団法人墨田まちづくり公社</u></p> <p>～ [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>[同左] 第2条 [同左]</p> <p>― <u>財団法人墨田まちづくり公社(昭和57年8月16日に財団法人墨田まちづくり公社という名称で設立された法人をいう。)</u></p> <p>～ [略]</p> <p>2・3 [略]</p>

付 則

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。